

法学部 小論文

【注 意】

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 試験時間は13時30分から15時30分まで(120分間)です。
3. この問題冊子は表紙以外に6ページあり、解答用紙は1枚、下書き用紙は1枚あります。
4. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
6. 受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
7. 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
8. 試験終了後、問題冊子および下書き用紙は持ち帰ってください。

問 以下の課題文を読み、問題1及び問題2に答えなさい。

現代社会の多くの局面において国家による監視が強化されていることは事実である。しかもそれは「治安の維持・向上」という、それ自体には異論の唱えにくい価値によって正当化されている。たとえば日本では、通行車両すべてのナンバーと通過時刻を記録するNシステムが犯罪捜査を名目として導入された。全国の主要道路700カ所以上に設置され、新型の端末では運転者の顔写真まで保存することができるという（櫻井光政「Nシステム訴訟の現状」田島・斎藤・山本編『住基ネットと監視社会』）。

あるいは、新宿の歌舞伎町一帯に導入された「街頭防犯カメラシステム」は、約600メートル四方のエリアに設置された50台以上の監視カメラからなり、その映像は新宿警察署と警視庁本部でリアルタイムに監視されるだけでなく、リムーバブル・ハードディスクに録画されて原則1週間保存されるという。

歌舞伎町に足を踏み入れたら最後、監視カメラを避けて、街の中に侵入していくことは、もはや不可能と断言している。50基のカメラが死角のないように、実に効率的に設置されているのだ。もはや「歌舞伎町に行く」ことは「歌舞伎町カメラに撮影される」ことを意味するといっても、あながち間違いということにはならないだろう。（小谷洋之「急増する警察の監視カメラ——その現状と運用上の問題点」田島・斎藤・山本編前掲）

監視が強化されているのは繁華街だけではない。住宅街にも警察に通じたインターホンとカメラを装備した「スーパー防犯灯」が配備され、通報に応じて周囲の映像を撮影することになっている。コンビニエンスストアの防犯カメラを警察署に直結し、通報があれば署員が直接見ることができるようにするシステムも、導入されてきている（小谷は名古屋市港区のコンビニの例を紹介している）。監視カメラに象徴される国家の「眼」は、確かに我々の日常の中でその存在感を増してきているのだ。

メディア法学者・田島泰彦はこのように国民の安全を守るという目的でセキュリティが強化されていくことを「市民的法理の構造転換」と呼び、強く批判している（田島泰彦「監視社会と言論統制」田島・斎藤・山本編前掲）。彼によれば、本来「人権

などの法理は国家権力を制約しその乱用を防止するためのものである。だが最近ではその「人権」を守るために国家の市民社会への介入が強化されている。市民的法理は換骨奪胎^(註1)され、官による民の支配手段になってしまったというわけだ。

だが、正当化のための口実であるはずの、その恩恵を我々が実感することも珍しくない。2003年7月、長崎市内で幼稚園児が誘拐され、立体駐車場屋上から投げ落とされて殺害された事件では、商店街に設置された防犯カメラの映像が犯人を特定する手がかりになったとされている。あるいは2006年3月に川崎市のマンションから小学生が投げ落とされて殺害された事件でも、マンションの防犯ビデオの映像が事件解決の大きなきっかけとなった。国家の意図がどのようなものであろうが、それによって我々自身の生活が幸福になるなら構わないと言われたら、田島はどう答えるのだろうか。

実際この2例いずれにおいても、カメラを設置したのは国家ではない。他者を監視すること、それによって自らの安全その他を確保しようという欲望はむしろ国民のものであり、国家の独占物ではない。

つまり田島は、国家と市民という二項対立でしか社会を見ておらず、共同体の危険性、あるいは個人が別の個人に対して危険を及ぼし得るということを完全に無視しているのだ。個人の自由は国家によって侵害される側面と国家によって守られる側面とを、最初から持っている。そこには何の転換もありはしないのだ。

朝日新聞社の松本仁一は、南アフリカにおける興味深い例を紹介している。ANC(アフリカ民族会議)主体の政権が1994年に成立して以降の治安悪化に悩むヨハネスブルクで、監視カメラ会社「キューインシデント」が設立された。この組織はもともとケープタウンの地域財界が資金を提供して設立したNPO「ビジネス・アゲンスト・クライム」だったのだが、その実績に注目したヨハネスブルクの財界が、企業化した上でそのシステムを2000年に導入したのだという。あくまでもカメラによる監視と警察への情報提供のみを行なう組織であり、独自の警備員などは持っていない。だがその効果は顕著だったと、松本は指摘する。たとえばこんな具合だ。

最大手の銀行「ファースト・ナショナルバンク」支店のカウンターが映った。画面左上に「2002年3月27日午前10時24分」の表示がある。突然、銀行ホール内の客の動きが乱れた。客は画面左下のホールのすみにあわただしく動いてか

たまる。折り重なって倒れてしまう老婦人もいる。

カメラが向きを変え、1人の黒人男性を映し出した。白いシャツ、黒っぽいズボン、毛糸の帽子をかぶった30歳代の男が、カウンター越しに行員に向けて銃を構えている。AK47だ。

若い黒人の男性が数人、誰もいなくなったカウンターを飛び越え、中に入った。札束をつかみ、持っていた布袋に詰め込む。外に走り出す。AK47の男は脅すように銃を左右に振り、あとずさりしながら回転ドアを出ていく――。

「犯人グループは5人組で、3万5000ランド[約70万円]を奪いました。しかし警察は、監視カメラの画面から全員の氏名を割り出して緊急手配し、20分後には4人が逮捕され、奪われた金の全額が回収されました。1人は国外に逃げたが、手配済みです」。その1回で、ファースト・ナショナルバンクをねらった強盗はやんだ。（松本仁一『カラシニコフ』）

「キューインシデント」の活動が2000年4月に始まる前、ヨハネスブルク市中心部で月に1500件起きていた犯罪は、たった9ヵ月で月300件へと減少した。「郊外に逃げていた企業が戻ってきた。がらがらだった50階建てビジネスビル「カールトン・センター」は満室になった。市中心部の不動産価格が上昇し始めた」（松本前掲）。監視カメラの映像には法廷での証拠能力も認められている。その存在が知られたことによって、人々は監視の存在を予期し、犯罪を行わないようになったのだ。

もちろんそれによって守られるのは人々の権利である。その中には「キューインシデント」の設立を支援した財界の人々もいるだろうが、決して彼らだけがその受益者であるわけではない。たとえば「折り重なって倒れてしまう老婦人」も、再び強盗に悩まされる危険から解放された、のではないだろうか。

ここではまた、それが国家による活動ではないことにも注意しておく必要があるだろう。監視を行ない、治安を回復させようとしたのは市民の側であり、国家はせいぜいその成果に追随しているに過ぎない。むしろ国家がきちんと治安維持のための努力をし、成果を上げていたならば、財界がわざわざ自分たちの資金と労力を投じて「キューインシデント」のような組織を作ることもなかっただろう。「政府の手ぬるさに愛想をつかし、民間企業と地方自治体が犯罪対策に動いた。それが監視カメラ会

社キューインシデントだった」（松本前掲）。ここでも、監視の欲望は国家のものではない。

そもそも国家が設立された動機は、他者のもたらす危険性から我々を守ることにあ
る（と理解されてきた）。フランス人権宣言（1789年）は、第2条において次のよ
うに述べる。

あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全すること
である。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧政への抵抗である。（「人
および市民の権利宣言」山本桂一訳、高木・末延・宮沢編『人権宣言集』）

あるいは、アメリカ独立宣言（1776年）も次のように述べ、同じく人間が生命安全
への権利をあらかじめ・平等に持っていること（天賦人権論）を前提としている。

われわれは、自明の真理として、すべての人は（……）一定の奪いがたい天賦
の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信
ずる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこ
と（……）を信ずる。（「独立宣言」斎藤眞訳、高木・末延・宮沢編前掲）

フランス人権宣言がその人権の1つとして所有権を挙げている点にこの時点におけ
る革命のブルジョアジー支配的な性質が現れているのだが、いまはその点は措こう。
いずれにせよ、その権利を守るために政府が組織されたと説くことから、人権に対す
る危険が政府の存在に先行していることがわかる。当然のことだが、政府がなくとも
（あるいはないからこそ）我々の生命への危険はさまざまな他者によって発生し得る
わけだ。

そして近代国家の存在意義はある領域の中で犯罪や不正な権利侵害を抑制し、人々
の生命・安全・自由といったものを守る点にあるのだから、そのためには国家が合法的
な暴力を独占している必要がある。国家の正義実現を一部の国民が暴力で妨害でき
るような状態では、他の国民の安全を守ることはできない。だから日本では国民に銃
の所有を許さずに国家がそれを独占しているし、市民が銃を持つことのできるアメリ

カでは、パトカーにショットガンが積まれている。そのように個々人の抵抗を物理的に排除できる国家が、自由に対する潜在的な脅威になることは間違いない。国家が不当に我々の自由を侵害する決意を固めたとして、我々がそれを物理的に阻止することに成功する見込みはないからだ。しかし同時に、それが我々一人ひとりの自由を守るために作り出された暴力だということも事実なのである。

国家は個人の自由の守り手であると同時に、最大の潜在的脅威でもある。このような国家の二面性を私は「近代法の逆説」という言葉で呼んでいるが、しかしそれは我々が近代国家という国民全員の代理人に正義の実現を委ねる限り逃れがたい逆説でもある。国家権力を過度に強化すれば市民の自由が侵害されるかもしれない（国家の過剰）。一方それを過度に弱めれば、他の市民による侵害を国家により排除することができなくなる（国家の過小）。端的に言えば、警察官がマシンガンを持っていても、ピストルすら持たなくても、個々人の安全は損なわれるだろう。自由を確保する方策は、過剰と過小という二重の危険のあいだの隘路^{あいろ}（注2）を探し出すことにある。

もちろん松本仁一は、監視カメラは実のところ犯罪を減少させていないのではないか、という点に注意している。市の中心部、カメラにより監視されている領域で減った犯罪は、その周囲へと逃げ出ただけなのではないか。地域における監視は「貧困や失業、あふれる銃という犯罪の基盤そのものを変えたわけではない。治安問題調査研究所のミークは、都市を追われた犯罪は地方に散ったと見ている」（松本前掲）。監視の目の行き届かない牧場強盗などの例が、『カラシニコフ』では挙げられてもいる。

監視は犯罪を目の前からなくすことができるだけであり、その根本的な減少にはつながらないという指摘は、国内で強化されている監視についてもなされている。ハイテク防犯灯について、小谷洋之は以下のように反問する。

こんなハイテク防犯灯があるところで、堂々と犯罪を犯す者がどこにいるというのか。裏を返せば、そのような効果を本気であげようというのなら、全国津々浦々の街灯を、このスーパー防犯灯に更新するしかないだろう。（小谷前掲）

しかし……もし監視がなされる範囲でしか犯罪を抑えることができないのなら、地

域・地方・国家・世界のすべてを監視の対象にしてしまえばいいのではないだろうか？

おそらくこれが、全世界・全国家を対象とする完全な監視への欲望を支える考え方ではある。個々の地点での監視を行なうだけでなく、その結果をデータベースに集積し、結合し、分析し、危険人物や危険要因を総合的に排除していく完全な監視システムが完成できれば、安全な世界が実現するのではないか。

(注1) 先人の詩や文章などの着想・形式などを借用し、新味を加えて独自の作品にすること。

(注2) 狭くて通行の困難な道。

(大屋雄裕『自由とは何か ―― 監視社会と「個人」の消滅』による。ただし、出題に際して原文の一部を改めた。)

問題 1 筆者が批判する見解に触れたうえで、筆者が指摘する「近代法の逆説」についてまとめなさい(400字以内)。(120点)

問題 2 課題文における筆者の主張をふまえて、監視カメラを用いた国家による監視の強化について、賛成か反対か、あなたの見解を述べなさい(400字以内)。(180点)